

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

( 新設・拡充・延長・その他 )

No	3	府省庁名	国土交通省・内閣官房・内閣府
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )		
要望項目名	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）           <p>大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等を民間事業者が新規に整備した場合に、課税の特例措置を講じる。</p> </li> </ul>		
関係条文	<p>[都市再生特別措置法第19条、第19条の13、第19条の14]</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (一) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的            大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性            我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組みの促進等を行うこととされている。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成等を定めた都市再生特別措置法の改正を行い、平成24年3月30日に第180回国会で成立したところ。</p> <p>東日本大震災の際、大都市の交通結節点において、就業者、来訪者等の多数の帰宅困難者が発生したが、首都直下地震等の大規模地震発生時には、これをはるかに上回る混乱と人的被害の発生が予想されており、上記法律の枠組みに基づき、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図ることが重要。</p> <p>特に地下街においては、大規模な地震が発生した場合に避難者・帰宅困難者が数多く存在する可能性が大きく、地下街運営事業者等による十分な電源確保など更なる設備投資が求められる。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する
合理性	政策の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数 目標値：18 地域
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数 目標値：18 地域
	政策目標の達成状況	一
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成 26 年度：所得税 1 件、法人税 17 件 (適用事業者の範囲) 都市再生特別措置法に規定する都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等を取得又は整備する者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置をインセンティブとして、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、法人税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・都市再生安全確保計画を作成する上で必要となる実態把握などの基礎的な調査等に対する補助 【内閣府：平成 26 年度要求予定額 国費 1.5 億円】 ・都市再生安全確保計画の作成又は都市再生安全確保計画に基づくハード・ソフト両面の防災対策の実施に対する補助 【国土交通省：平成 26 年度要求予定額 国費 4.3 億円】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等を取得又は整備した場合に限って適用されるものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 24 年度 「街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進に係る課税の特例措置の創設」として要望 (個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税)</p> <p>平成 25 年度 「都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設を有する建築物に対する課税標準の特例措置の創設」として要望 (固定資産税、都市計画税)</p>